

日本古代における「妻妾」・「人妻」についての一考察

劉佩宜

要旨

本論文では、法律の規定や籍帳などの史料を用いて、日本古代における妻妾問題および日本の婚姻規制をめぐって検討してみた。また、『万葉集』にみえる「人妻」問題を通じて、日本古代における「妻」に対する社会的な概念、ないし婚姻規制のあり方を検討してみた。

日本古代の社会では、中国のような宗族概念および礼的社会秩序が存在していない。そのために、国家主導で唐の法的秩序が導入されたが、日本古代の社会においては、夫側の宗族に組み入れられる妻と組み入れられない妾という決定的な格差は意味を持ちえない。そのため、律令には妻妾の規定があるが、実際には妻妾の差はあまり大きくなかったと考えられる。そのことは、史料の分析によって裏付けることができた。

また「人妻」についての検討をした結果、日本古代の人々の恋愛ないし婚姻関係は、「流動的」、絶対的な自由（恣意）が許されたわけではなく、むしろ社会倫理のもとに規範されていたのではないかと考える。換言すれば、男女関係ないし婚姻関係上においては、道德倫理がある程度形成されており、婚姻秩序が求められていたことが窺える。

キーワード：妻、妾、人妻、婚姻規制。

日本古代「妻妾」·「人妻」問題之探討

劉佩宜

摘要

日本古代之婚姻規定乃基於中國唐朝婚姻制度而訂定，然而日本社會中自有其行之以久的婚姻習俗，本論文先就日本當時頒行之律令制度中有關婚姻規定方面，特別是在妻妾問題上探討其夫妻關係以及其婚姻概念。其次，再從『萬葉集』中所提到的「人妻」問題，探討日本古代社會對為人妻之概念，並藉以了解當時對男女婚姻之規範情形如何。

雖然古代日本統治者積極導入中國之婚姻制度，然而其婚姻禮俗之發展，缺乏像中國禮教之發展基礎，特別是在夫妻關係中，日本社會傾向為一夫多妻制，唯複數妻子之間，並無明顯的差別，此一現象可歸論於：古代的日本社會缺少類似於中國宗族制度之基礎，故其夫妻關係也沒有像中國社會般受到宗族秩序之強力約束。因此，日本的立法者在制定婚姻法時，適時地將中國的婚姻規定加以修改，以符合國情之所需。

此外，透過「人妻」問題之檢討了解到，日本古代在戀愛或婚姻關係上，絕非是恣意而流動的關係，相反地，古代日本社會中，不論是男女關係或婚姻關係，都已然存在著一定的倫理秩序。

關鍵詞：妻、妾、人妻、婚姻制度。

はじめに

日本古代においては、律令制度にはもちろん、記紀（『古事記』『日本書紀』）にも籍帳にも「妻妾」の語を用いた記述がしばしばみえる。しかし、妻妾に関する先行研究は、律令解釈の中に妻と妾との意味合いをはっきり区別していないこと、妻妾を二等親としたことなどによって、当時の日本社会では妻妾の区別が実際に意識されていなかったと推定している¹。

筆者は、妻と妾がどのように区別されていたのかという問題（以下、これを妻妾問題と呼ぶ）について検討することによって、その国の婚姻制度・婚姻形態ないし夫婦関係・家族関係、家庭内の地位を理解することができる。また、『万葉集』にみえる「人妻」の検討を通じて、日本古代における「妻」に対する社会的な概念、ないし婚姻規制のあり方を検討してみたい（以下、これを「人妻」問題と呼ぶ）。したがって、本稿では、妻妾に関する国家規定及び社会風習の2つの側面から、古代日本の妻妾についてその性格を検討しながら、女性の家庭内の地位及び婚姻形態を検討してみたいと思う。

一、記紀による「妻妾」の概念について

まず、本稿の対象とする時代より遡る時代の状況を見てみると、弥生時代終末頃の日本の状況を記した中国の史書『魏志倭人伝』によれば、「其俗大人皆四五婦、下戸或二三婦、婦人不淫不妬忌、其犯法軽者没其妻子、重者没其門戸及宗族」とある。日本の3世紀の社会では、大人から下戸に至るまで、すでに多妻制が行われていたことが窺える。

では、日本古代では、妻妾問題は どうみられるのか。『古事記』に「嫡妻」

¹ 中田薫「我が太古の婚姻法」（『法制史論集（一）』岩波書店、1926年）、関口裕子「律令国家における嫡妻と妾制について」（『史学雑誌』81巻1号、1972年、のちに修正し、氏の著作『日本古代婚姻史の研究』塙書房、1993年収録）、明石一紀「大宝律令と親等法—服紀条・五等親条の意義」（『日本史研究』258号、1984年2月、また明石氏の『日本古代の親族構造』（吉川弘文館、1989年）でも論じている）、成清弘和『日本古代の家族・親族—中国との比較を中心として—』（岩田書院、2001年）。

の語がみられる²。また『日本書紀』に「正妃」の語があり³、大化2年3月の甲申詔には「妻妾」の語がみえる。律令制度の導入によって、妻のことを順番に嫡妻、次妻、妾などと位置付け、それぞれ所生子を嫡子、妾子に分けるようになった。以下、記紀、律令の規定などの史料を用い、日本の妻妾問題を検討してみる。

まず、記紀に用いられた「嫡妻」と「正妃」の語を検討してみる。それらの語はいずれも「むかひめ」と訓ずる。本居宣長は『古事記傳』で「嫡妻は字鏡に嫡適牟加比女と見え、書紀に多く正妃とあり、此等に依て調べし、牟加比は正く夫に対配意なり」と解釈する⁴。記紀にある「むかひめ」の言葉は、中国的な夫婦概念、つまり嫡妻または正妃は夫と一对になるものであるとして使われていたのではないかと考える。

「むかひめ」のほかに、例えば『日本書紀』神武天皇即位前紀戊午年八月乙未条に見える神武天皇の歌に「前妻が 肴乞はさば 立稜麦の 実の無けくを 幾多聶ゑね 後妻が 肴乞はさば 斎賢木 実の多けくを 幾多聶ゑね」とあり、その「前妻」は「もとつめ」または「こなみ」と、「後妻」は「うはなり」と訓じられている⁵。『和名類聚抄』(20 卷本) 卷2 夫妻類にある「前妻、和名毛止豆女、一云古奈美」、「後妻、和名字波奈利」という注記と同じである。「うわなり」は前からあるものの上にさらに加えるという意味である。

このように、夫と一对になるものである嫡妻または正妃は「むかひめ」であり、さらに「前妻」は「もとつめ」または「こなみ」と、「後妻」は「うはなり」と呼ばれたことがわかる。このうち、「前妻」「後妻」の区別について、胡潔氏の研究によれば、中国では「後妻」は「前妻」が死別か離別した後には嫁いだ者を指し、普通両者は同時には並立しない。一方、日本の場合に

² 『古事記』上巻 p.98 大穴牟遲神の妻須勢理毘売、中巻 p.256 天之日矛の妻、下巻 p.298 大日下玉の妻長田大郎女(『日本古典文学大系』岩波書店、1965年)。

³ 『日本書紀』巻3 神武天皇即位前紀庚申年九月乙巳条、巻28 天武天皇即位前紀(『日本古典文学大系』岩波書店、1965年)。

⁴ 本居宣長『古事記傳』(倉野憲司校訂、岩波書店、1940年)。

⁵ 前掲注(3)同書 p.198。

は「後妻」は「前妻」より後で嫁いだものであり、両者は結婚する時間の前後により区別されるが、同時に存在することが可能だと分析した⁶。

これを踏まえて上記の神武天皇の歌をみてみよう。この歌は久米歌と呼ばれている歌のひとつで、神武天皇が大和の宇陀で在地の支配者兄狛を討ったことを祝って歌ったものである。もし捕まえた獲物が欲しいと言ってきたなら、前妻には蕎麦の実のような身の少ない部分をやり、後妻には身の多い部分をやろう、という内容であり、夫の「こなみ」と「うわなり」とに対しての扱いが異なることが窺える。夫として、やはり若い新妻を可愛がる気持ちが強いものであろう。また歌詞から前妻と後妻の二人の女性が共に一人の男性のそばにいることが判る。その点は、胡潔氏の研究を追認するものである。しかし、この歌から二人の妻の家庭内での地位が具体的に如何に違うのかは判断できない。

二、律令による「妻妾」の概念について

次に、律令における妻妾に関する規定を中心に検討する。養老律はほとんど唐律の引き写しであると認められている。しかし現存する律条文には欠落が多いので、妻妾の規定の全体像を明らかにすることは不可能であるが、残された条文について検討したい。妻妾についての規定は、名例、戸婚、鬪訟律のほかに、戸令に集中する。まず関連する条文の関係箇所を掲げる。

【史料】

(1) 戸婚律逸文以妻爲妾条

以妾及客女爲妻、以婢爲妾者、徒一年半、各還正之

(2) 『令集解』戸令先姦条

凡先姦後娶爲妻妾、雖会赦、猶離之

(3) 『令集解』戸令戸主条

「不課、謂、(中略)妻妾女、家人、奴婢」(本注)

穴云「問、婢爲主被幸、仍有子、聽妾爲、未知、注妾以爲婢哉若、答、爲

⁶ 胡潔「古代日本の婚姻形態に関する一考察—中日両国における妻妾の呼称の相違を通じて—」(『御茶ノ水女子大学大学院研究年報』第20号、1997年)。

未從良故、尙注婢耳、

(今說、爲妾之日、先從良、後注妾耳(後略))」

(4) 『令集解』戶令三歲以下条

「無夫者爲寡妻妾」

穴云「無夫者、前嫁之、或夫死、或絕離是也、称寡妻妾、只顯先有夫也」

跡云「无夫者、籍帳合注寡妻妾」

古記云「無夫者爲寡婦、謂年五十以上也」

(5) 『令集解』戶令七出条

「凡棄妻須有七出之状、」

穴云「問、於棄妾亦放此例不、答、可任夫意、不可用此例」

(6) 『令集解』戶令毆妻祖父母条

朱云「毆妾之祖父母等、不爲義絕也、卑色故也、」

穴云「夫犯妾祖父等者、棄不任夫情耳、」

義解「凡諸条謂妻者、繼妻亦同、但妾者非」

古記「問、諸条次妻並妾无文、若爲廝分、答、次妻与妻同、但妾者不載文、夫任意耳、一云、本令、妾比賤隸、所以不載、此間妾与妻同体、宜臨時量也」

(7) 養老儀制令五等親条

凡五等親者、父母、養父母、夫、子爲一等、祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姊妹、夫之父母、妻、妾、姪、孫、子婦爲二等、曾祖父母、伯叔婦、夫姪、從父兄弟姊妹、異父兄弟姊妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪婦、繼父同居、夫前妻妾子爲三等、高祖父母、從祖々父姑、從祖伯叔父姑、夫兄弟姊妹、兄弟妻妾、再從兄弟姊妹、外祖父母、舅、姨、兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫婦、妻妾前夫子爲四等、妻妾父母、姑子、舅子、姨子、玄孫、外孫、女聳爲五等、

(8) 『令集解』喪葬令服紀条

古記云「妻妾爲夫服一年、夫爲妾无報服也」

古記云「夫爲妻服三月、次妻无服也」

朱云「問、妻者、未知、於妾何、額云、爲妾无服者」

(9) 養老令戸令応分条

凡応分者、家人、奴婢、(氏賤、不在此限)、田宅、資財、(其功田功封、唯入男女) 総計作法、嫡母、継母及嫡子、各二分、(妾同女子之分) 庶子一分、妻家所得、不在分限

以下、これらの史料を検討しよう。史料(1)は妾及び客女を妻とすること、そして婢を妾とすることが禁じられている規定である。史料(3)によると、婢は子供ができれば妾になれた。戸籍などには、まだ良になっていなければ婢と記す。史料(6)の義解及び史料(9)によれば、「継妻」(ないし「継母」)は嫡妻(ないし嫡母)がいなくなったあと娶った妻のことを指すと考えられ、妻と同一視することが判る。また、史料(6)の古記及び史料(8)によれば、妻のつぎに次妻と妾が並べてある。史料(6)の古記には「次妻与妻同」とある一方、妾は夫の意に任せるとあり、次妻と妾の扱いが異なる。ところが史料(8)によれば、妻と次妻とで扱いに差がある。ここから、次妻は妻と同じに扱われる場合と、区別される場合があったことがわかる。つまり次妻は妻とも妾とも異なる、両者の中間に位置する。したがって、上記の各史料にもとづいて、律令の各関連条文のうちでは、妻たちのことを妻(=継妻)、次妻、妾(=客女)・婢という4つのレベルに分けているといえる。

そして妻たちの扱いについても、妻と妾との間に格差が付けられている。たとえば、史料(5)によれば、妻を棄てる際、七出の書状が必要である一方、妾の場合には夫の任意によることが許される。史料(8)からは、夫が妻たちのために喪に服する場合に、夫は妻のために三ヶ月の服をし、次妻及び妾には服無しであると判る。このように明らかに妻と妾とは格差がある。なお、史料(9)財産相続の場合においては、嫡母(ここでは嫡妻と同じ)と妾との相続分にも相違がある。

梅村恵子氏は、「7世紀に前妻と離婚した後には、後妻をめとるという婚姻習慣は成立しておらず、夫婦の形があいまいな状況」だと考えている⁷。また、梅村氏が、社会的認知を得て同居する配偶者を「正妻」、公式に「妻」と

⁷ 梅村恵子『家族の古代史—恋愛・結婚・子育て』(吉川弘文館、2007年) p.168。

は認められないものの、夫に従者として仕えたことのない、非同居の妻を「副妻」とか「次妻」、夫ないし夫の家族に女房として仕えた妻は、「妾」とか「召人」と分けている⁸。律令で嫡子の母を「嫡母」という。「正妻」に男子がない場合には「正妻」と「嫡母」とが異なることになる。

妻妾をめぐる律令の規定の特色を簡単にまとめてみると、法的地位においては、妾は妻より劣等に置かれていること、妻と妾は法により互いに身分を変更することが禁じられることがあげられる。一方、夫に対して、妻としての務めを求められる際には、妻妾いずれも同一に要求されることが多い。三浦周行氏がすでに指摘したように、一夫多妻制においては妻たちは一人の夫に貞順することが求められる⁹。当時律令制度を整えた支配者層や立法者は、夫婦関係または妻たちのことを、そうした建前によって規制しようとしたのではないかと考える。もちろん、そのなかには唐の律令にもとづいたものが多いが、完全な引き写しのものばかりだとは思わない。むしろ唐の律令を参照しながら、自らの国情に合わせるように選択し、工夫を加えたことが窺える。たとえば、律令の規定のなかには、妾が妻と同じく扱われる場合もある。儀制令五等親条には妾を妻と並んで二等親とすることがその一例であろう。なお、唐の場合には、「娶妾仍立婚契」及び「以妾爲媵、令既有制」との規定がある。この2つの規定は日本令にはなかった。唐の結婚規定では、正妻でも妾でも婚書を立てることが必要である。また、五品以上の官人は妻のほか、「媵」及び妾をもらうことが許されていた。日本では、「媵」が置かれていないので、律令にこの条文を取り入れなかったのである。

これまで妻妾についての先行研究では、主に『令集解』戸令毆妻祖父母条に対する古記の「此間妾与妻同体、宜臨時量也」という注釈、そして儀制令五等親条における妻妾ともに二等親である規定を根拠として、妻妾の区別が存在していなかったと結論づけていた。大化2年3月甲申詔にある「妻妾」の語について、日本古典文学大系『日本書紀』の頭注は、「すべての妻が平等の立場にあった古代の民衆生活では、「妻妾」の文字を用いることは必ずしも

⁸ 梅村氏前掲注(7)同書 p.189。

⁹ 三浦周行『法制史之研究』(岩波書店、1973年)。

実態にふさわしくない」とする¹⁰。また、中田薫氏は、奈良時代初期以降、「次妻」と「妾」との区別を撤廃し、「次妻」を「妾」の類に入れたことが、妻とともに「妾」が二等親に編入された所以だと推測した。そして妻と「次妻」との区別は「こなみ」と「うはなり」の遺物として、その地位は前後に娶ったぐらいの区別しかなかったと考えている¹¹。大宝令（毘妻祖父母条）に対する古記の注釈によると、妻と「次妻」と「妾」との間には区別がある。三浦氏は、妻妾問題について、古代は一夫多妻の俗が行なわれ、前に娶ったのを「コナミ」といい、後に娶ったのを「ウハナリ」といったのであり、両者の間には必ずしも貴賤尊卑の別があるわけではないとし、妻妾の同位を認めているところである¹²。関口裕子氏は、籍帳の分析から律令時代には、流動的な対偶婚的婚姻形態が行われており、妻妾未分離が社会の実態であり、律令国家により導入された家父長的家族秩序が社会の実態と乖離していたと推定した¹³。

以上、諸氏は主に『令集解』戸令毘妻祖父母条所引古記の一云中の「此間妾与妻同体、宜臨時量也」との注釈を中心に、当時の社会において実際には妻妾が区別されていなかったと推定している。その直前の解釈では「本令」すなわち中国令では妾は奴隷に準じるとされるために、条文には載せないが（「本令、妾比賤隸、所以不載」、一方、当時の日本では、妾は奴隷（賤）にみなされず、妻と同様に扱うため、妻に準じるべきだ（「此間妾与妻同体、宜臨時量也」）と述べる。この注釈によれば、当時は妻と妾を同一視することが多いと窺われるが、しかしながら律令全体の規定を通じて、妻と妾とを格差を付けて位置付けようとする意図が明らかである。それは律令国家が家庭内

¹⁰ 前掲注(3)同書 p.295。

¹¹ 日本太古時代に、一夫多妻制のなか、その 1 人は「むかひめ」、「こなみ」と呼ばれ、他のものは「うはなり」と呼ばれるが、『令集解』戸令毘妻祖父母条の古記「此間妾与妻同体、宜臨時量也」との注記によって、両者との相違は妻妾の差ではなく、第一妻第二妻の差別に過ぎないものと指摘している。中田薫『法制史論集（一）』（岩波書店、1926年）。

¹² 三浦氏前掲注(9)同書。

¹³ 関口裕子「律令国家における嫡妻と妾制について」（『史学雑誌』81 卷 1 号、1972 年、のちに修正し、氏の著作『日本古代婚姻史の研究』（塙書房、1993 年収録）。

における家族秩序を整えようとしたためである。

しかし、中国は宗族関係が強く家族秩序に影響しており、妻妾の地位が大いに差を付けられていたが、日本の社会は宗族関係で構築した社会ではないために、中国と同様に妻妾を区別する土台が実際にはなかったのである。したがって、妾を妻に準じて扱うべきだとの法解釈があらわれたのであろう。「古記」は奈良時代中頃に書かれた大宝令に対する注釈書である。奈良時代の社会においては、妻妾の区別ははっきりしていなかったと言えよう。

しかしながら、大宝・養老律令の実施によって、妻妾の地位を格差付けることが次第に社会に浸透しつつあったと考える。そのことは籍帳の記録を通じて窺うことができる。妻と妾を区別して記載することが、現存する戸籍計帳の中に見られる。現存する籍帳には、妻と並んで妾の記載があり、また嫡子、嫡女とともに妾子の記載も見られる。大宝2年の御野(美濃)国の戸籍を調べると、妾の存在が21例が知られる。戸籍から見る限りでは、嫡妻と妾、嫡出子と妾子は厳格に区別されているのである。このことは当時の妻妾制の実際のあり方をどの程度反映しているのか。先行研究では、それは戸籍記載の原則による作爲的な結果にすぎないと見なされることもあるが¹⁴、中田興吉氏は、大宝2年の戸籍にもとづいて、関口氏の論証を批判しながら、大化の詔以来、妻妾を区別する家父長的な家族観がしだいに社会に浸透しつつあり、籍帳に妻妾注記があったことは、そのことを受け入れざるをえない家族状況が展開されていったことを裏付けていると論じた¹⁵。

なお明石一紀氏は、女性配偶者の名称が多様であることは、一夫多妻制下で愛人と配偶者の区別が曖昧であり、ルーズな対偶婚・妻問婚が一般的に行われており、11世紀の平安期に入り、複数の妻をさす「め」という言葉が死語となることによって、しだいに一夫一妻である単婚制へ移り変わったと推測している¹⁶。また三浦氏は戸籍を分析し、律令の実施によって、一夫多妻がしだいに一夫一妻の風に移るようになったとし、とくに、相続問題の上

¹⁴ 三浦氏前掲注(9)同書、関口氏前掲注(13)同論文。

¹⁵ 中田興吉「大宝二年戸籍にみえる妾と妻」(『古代文化』43-8号、1991年8月)。

¹⁶ 明石一紀『日本古代の親族構造』(吉川弘文館、1989年)。

で、嫡子と妾子との区分が施されたために、妻妾の別を立てなければならなくなつたと考えている¹⁷。梅村氏は、中国的律令体制を捨てた平安時代に、妻たちへの差別が固まつてきたという。その形勢のなかで、実際に女性の側から夫婦関係の相対的な安定を求め、一夫一婦ないし一夫一婦多妾制、正妻制の確立を求める必要もあつたろうと考えている¹⁸。

まとめていうと、記紀編纂の段階では、天皇・貴族層に「嫡妻」（正妃）を定める動きが窺える。そして、律令制度を通じて支配者層が「妻」と「妾」との区別を社会全般に広げようとする。律令の実施によって、社会全体にはしだいに妻妾の概念を有するようになり、家庭内において妻たちの地位やその権利・義務が格差をつけて扱われるようになりつつあつたと考える。

ちなみに、妾を別処に置く者も存在していたらうと考える。『日本霊異記』上巻第13話には、「大倭国宇太郡漆部里に、風流なる女有り、是れすなわち彼の部内の漆部造磨の妾なり、……七の子を産生み、極めて窮しく食無し、子を養ふに便無し」とある。この話によれば、妾は夫と同居せずに、子供とともに別処に暮らしていることがうかがわれる。同書の他の事例を見てみると、夫婦と子供が同居している場合がしばしばみられる。したがって妻の他に妾をもらう際、その妾と妾子を別所に置く場合があるのではないかと推測したい。上記の説話の妾は夫とは別居し、自ら子育てして貧しい生活を送っていることがわかる。妻と妾との待遇はいかなるものか、ひとつの参考例とするのも妥当ではないかと思う。とくに夫は他の妻たちと同居していない場合が実際に存在していたと推定したい。

律令の規定はおそらく妻妾同居を前提にした規定ではないかと考えるが、妻妾が同居する場合においては、両者の地位は同一視されているのか否か、ひとつの問題点として注目すべきである。律令の立法精神から、妻と妾とは地位的に区別されている。その権利と義務には多少の相違がみられる。とくに財産相続においては妻と妾との待遇には格差があり、さらに嫡子と妾子との継承問題にも関わるため、律令の規定を通じて、妻妾を区別するのである。

¹⁷ 三浦氏前掲注(9)同書。

¹⁸ 梅村氏前掲注(7)同書 p.189-190。

もちろん、家庭の事情に応じて、妻と妾との地位が絶対的に上下差別される
とは言いきれない。

三、『万葉集』にみえる「人妻」について

次に、『万葉集』にみえる「人妻」問題を通じて、日本古代の婚姻規制の
あり方を検討してみる。まず、「人妻」に関する歌をまとめてみると、以下の
ようである。

- (1) 紫の匂へる妹をにくくあらば人孀故に我恋ひめやも

(巻1・21番、大海人皇子)

(現代語訳¹⁹：紫草のように美しいあなたが憎かったら、あなたは人妻なのに、どうして恋
いしたうことがある。))

- (2) 神樹にも手は触ると言ふをうつたへに人妻と言へば触れぬものかも

(巻4・517番、大伴安麻呂)

(現代語訳：罪をこうむるといふ神木にさえ手はふれるというものを、あなたが人妻だから
とて、まだ手を触れぬことよ。心に願いながら)

- (3) 鷲の住む筑波の山の裳羽服津のその津の上に率ひて未通女壯士の行き集ひかが
ふ孀歌に人妻に吾も交らむ吾妻に他も言問へこの山を領く神の昔より禁めぬ行
事ぞ今日のみはめぐしもな見そ言も咎むな

(巻9・1759番、高橋連虫麻呂歌集)

(現代語訳：つれだって女や男が集まり、歌をかけ合う孀歌で、他人の妻に私も交わろう。
わが妻に他人もことばをかけよ。この山をお治めになる神が、昔から禁めないことだ。今日
だけは監視をするな、咎め言もするな。)

- (4) 朱らひくしきたへの子をしば見れば人妻ゆゑに吾恋ひぬべし

(巻10・1999番、秋雑歌 七夕)

(現代語訳：ほんのり赤く美しい織女を見ると、牽牛の妻なのに、私は恋をしそうになる。)

- (5) 黄葉の過ぎてぬ児を人妻と見つつやあらむ恋ひしきものを

(巻10・2297番、秋相聞 寄黄葉)

¹⁹ 以下14首の歌の現代語訳は中西進『万葉集—全訳注原文付』(講談社文庫、1978年)によるものである。

(現代語訳：黄葉が散り去るようには忘れ去れない子を、他人の妻として見続けているのだろうか。こんなに恋しいものを)

(6) うち日さす宮道にあひし人妻ゆゑに玉の緒の念ひみだれてぬる夜しそ多き

(巻 11・2365 番、施頭歌)

(現代語訳：日も輝きさす宮の道であった人妻のために、玉の緒が思い乱れて寝る夜こそ多いことだ)

(7) 人妻に言ふは誰がことさ衣の此の紐解けと言ふはたが言

(巻 12・2866 番、正述心緒)

(現代語訳：人妻に向ってかけることばは、誰のことば、さ衣のこの紐を解けというのは、誰のことば)

(8) おほよそにわれし思はば人妻にありといふ妹に恋ひつつあらめや

(巻 12・2909 番、正述心緒)

(現代語訳：通り一ぺんに私が思うのなら、人妻だというあなたに恋いつづけたりしましょうか)

(9) 小竹の上に来るて鳴く鳥目を安み人妻ゆゑに吾恋ひにけり

(巻 12・3093 番、寄物陳思)

(現代語訳：小竹の上に来て鳴く鳥は網の目を気にしていない一人目にたつまいと気を許して、人妻だのに私は恋したことだ。)

(10) 息の緒に我が息づき妹すらを人妻なりと聞けば悲しも

(巻 12・3115 番)

(現代語訳：わが命と思い、嘆きつつ恋したあの人まで、人妻だと聞くと、恋とは悲しいことよ。)

(11) 比登豆麻とあぜかそを言はむ然らばか隣の衣を借りて着なはも

(巻 14・3472 番、東歌 相聞)

(現代語訳：人妻だと、どうしてそんなことをいうのか、それなら隣人の衣を借りて着ないのかなあ。)

(12) 崩岸のうへに駒をつなぎて危ほかど比登豆麻ころを息にわがする

(巻 14・3539 番、東歌 相聞)

(現代語訳：崩れた岸のうへに駒をつないで、危いながら、人妻であるあの子を、わが命とするよ。)

(13) あずへから駒のゆこのす危はども比登豆麻ころをまゆかせらふも

(巻 14・3541 番、東歌 相聞)

(現代語訳：崩れた岸のほとりを駒が行くように危険だとしても、人妻であるあの子をまばゆく思うよ。)

(14) なやましけ比登都麻かもよこぐ船のわすれはせなないや思ひますに

(巻 14・3557 番、東歌 相聞)

(現代語訳：わが心悩ませる人妻よ、お前は、遠く漕ぎゆく船に似て、忘れがたく思ひは募ることよ。)

以上が『万葉集』にみえる「ひとづま」に関する 14 首の歌である。その表記に、「人孀」・「他妻」・「比登豆麻」または「比登都麻」のほか、「人妻」で表わす場合がもっとも多く、8 首がある。次に、それぞれの歌について検討してみる。

まず、(1)首の歌は大海人皇子が当時天智天皇の後宮に仕えた額田王に対し、謳ったものである。後に皇子は天皇に即位し、天武天皇とされ、額田王を娶り、2 人の間に十市皇女をもうけたこともある。そして、(2)首が佐保大伴(安麻呂)は石川郎女に対して謳ったものである。その石川郎女は佐保大伴(安麻呂)の大家(おおとじ、妻)でもあり、彼女が「春日野の山辺の道を恐なく通ひし君が見えぬころかも」という歌を謳ったのである。

(2)(3)首の歌を含めて、かつて民俗学者の折口信夫氏は、月経は女性が神に召された印であり、女は一度正式に神の嫁になってこなければ、村人の妻にはなれないという説を提起した²⁰。折口氏の説に沿い、多田一臣氏は、「人妻は、神の妻のもつ本来の聖性ゆえに禁忌の対象としての側面をつよく残しながらも、人の妻として恋の対象となりえた」と述べ、「歌垣の場では、男はすべて神であり、女はその妻である」、「その場の男女の交会是、それゆえに神婚に重ねあわされるべきものであった」と考えている²¹。それに対して直

²⁰ 折口信夫「小栗判官論の計画」(『折口信夫全集巻3 古代研究民俗学篇2』中央公論社、1996年)。

²¹ 多田一臣「隠り妻と人妻と一万葉歌の表現を考える一」(『国語と国文学』63-11、1986年11月)。

木孝次郎氏は、「夫が妻を隷属させている、支配している、というのが禁忌性の根源であって禁忌性の根拠として神を持ち出すのは、むしろ二次的な説明であろう」、「ひとづま」はやはり「おのづま」に対する語であろう」と指摘している²²。

森朝男氏は、歌垣という日常の秩序を逆転させた地点に、禁忌の対象としての人妻との交渉を解放させようとしたのだとする²³。確かに(3)首の歌には、もともと歌垣は未婚男女（未通女と壮士）の恋する場となっているが、既婚者である男女がいれば、その日に限って、筑波山の神様にその人妻や人夫との交際をお許しくさるる様に述べている。したがって、この歌より、実際に既婚者である人妻との交際は社会に認められていないのではないかと考えられる。

前掲した14首の歌は、貴族層から一般庶民層まで幅広い階層の「人妻」に対してうたったものである。したがって、『万葉集』にある「人妻」の歌は、むしろ現実的、普遍性のある人の感情を表すものではなかろうかと考える。直木氏の指摘のように、『万葉集』にも、のちの平安時代の文学作品にも歌われた「人妻」そのものは、婚姻関係の中におけるひとつのタブーだとみなされているものだと思う。当時の社会通念においては、人の妻は恋してはならないものであり、忍ぶ恋となる。したがって、人妻への恋は、社会的なタブーを破る極めて危険なものであり、道徳に反する行爲となり、そういう気持ちは決して気楽なものではなく、歌に託し表わすしかなかつたのではなかろうか。(12)と(13)の歌は人妻への恋を危うい岸に喩えたものであり、それに逆らうと命がけのように危ういだということであろう。それらの歌から婚姻関係においては、社会的な倫理観がすでに存在しており、一般的に社会人間に守られていると考えられる。なお、「人妻」を詠んだ歌が圧倒的に多いという現象からは、男女は恋愛ないし婚姻関係において決して自由で対等な立場にいたのではなく、男性が女性より主動的な態勢にいたことが窺える。

²² 直木孝次郎「万葉集に見える「人妻」について—古代女性史・婚姻史の一考察—」（『飛鳥奈良時代の考察』高科書店、1996年）。

²³ 森朝男「古代社会における恋愛と結婚」（『古代和歌の成立』勉誠社、1993年）。

私見としては、人妻との交際は社会には認められない行爲だと考える。当時の社会ないし家族倫理として、夫婦・男女関係について、すでに倫理観があったと考えたい。なぜならば、人妻への思いがあっても、交際しようとしてもできない極めてせつない心境が、上記に示した万葉の歌から窺える。関口裕子氏は、(11)の歌により、人妻との性的関係は、隣人からの借り着と同じ程度の気軽な関係であると説明された²⁴。しかし、隣人から着物を借りることが普通にあったとは思えない。特殊場合に限られるだろう。そうだとすれば、人妻との性関係は社会的に許容された気軽なものだったとは限らない。むしろ人妻への思いをことさらに詠っている歌が多数見られることは、逆に人妻との性的関係が簡単に実現しなかったことを示すのではないか。そこからすでに人妻との交際は認められない倫理観があったと考えたい。

なお、関口氏は『日本霊異記』下巻第16話の「幼稚き子を棄てて、牡夫と俱に寝」た女性を例とし、当時の社会女性の多夫性に対する許容性があったと考えている²⁵。しかし上記の説話も、社会的教訓の意味を含め、男性と性愛関係に耽けてしまった女性への恐ろしき懲罰を通じて、女性に対する婚姻道徳を唱えたものだと見なすべきである。

『万葉集』の中では「人妻」のほかに「人言」、「人目」という用語がしばしば見える。「人言」、「人目」について、森朝男氏は、「恋のうわさは誰しも好んでするものであるが、いったんうわさにのぼり露見すると、二人は結婚せざるを得なくなる、後戻りして交際を解消し、別な相手を選ぶ道が閉ざされてしまうのである。」と指摘したが²⁶、二人の恋のうわさが流されてしまうと、しかたなく結婚するか破局になるかという結末を迎えるのは、本当に恋愛の定めであろうか。大浦誠士氏は「恋」は男女一対の関係を外界から切り離し、特権化する行爲であると解釈している²⁷。確かに普通恋人同士が

²⁴ 関口裕子「日本古代の婚姻の本質」(『日本古代婚姻史の研究』塙書房、1993年所収)。

²⁵ 関口氏同前掲注(24)論文。

²⁶ 森氏同前掲注(23)論文。

²⁷ 大浦誠士「万葉集の恋歌と禁忌—「人目・人言」をめぐる—」(上野誠・大石泰夫編『万葉民俗学を学ぶ人のために』世界思想社、2003年所収)。

交際中、とくに恋愛の始めに他人の噂や目をさげようという心理がよくある。古代の場合には、ある社会的通念あるいは道德倫理観がすでに存在しており、それらがつねに男女の恋愛や婚姻関係を左右していたのではなろうか、と考える。

したがって、『万葉集』には文学作品として数多くの恋歌が詠われているが、「人目」や「人言」が気になるという歌や、「人妻」を詠んだ歌を通じて、古代の恋愛ないし婚姻関係は、決して関口氏の指摘したような「流動的」な「対偶婚」関係ではなく、逆に道德倫理がある程度形成されており、婚姻秩序が求められていたことが窺える。

換言すれば、大化改新以来、政府側に積極的に婚姻倫理を整えようとする動きが明らかにあったともいえるだろう。社会に次第に形成されつつあった倫理秩序が、さらに律令の成立によって明示され、より体系的になってきた。『万葉集』にみえる「人妻」問題及び「七出」条の「淫泆」の項を含めて、古代における婚姻秩序は、社会風習と国家規範とのふたつの側面より窺うことができた。古代の婚姻関係は絶対的な自由（恣意）が許されたわけではなく、むしろ社会倫理のもとに規範されていたと考える。

小結

大化年間から、中国風の妻妾観念が日本社会に入ってきて、律令制度の導入によって、さらに妻のことを順番に嫡妻、次妻、妾などに位置付け、それぞれ所生子を嫡子・妾子に分けるようになった。中国では、周代以来、宗族的秩序がしだいに構築されてきて、夫婦関係も宗族的秩序の一環として規制されている。父系社会が発達した中国社会においては、一夫一妻多妾という夫婦関係の概念が礼的秩序にもとづいて、強固に守られて、妻妾の別が大いに区別されている。しかし、日本の社会では、古くから中国のような宗族概念および礼的社会秩序が存在していないために、国家主導で唐の法的秩序が導入されたが、宗族概念を持たない日本古代の社会においては、夫側の宗族に組み入れられる妻と、組み入れられない妾という決定的な格差は意味を持ちえない。そのため、妻妾の差はあまり大きくなかった。正妻、次妻、妾

の区別も順番、または嫡子の母といった意味はもつが、ともに家庭内での役割や地位、夫婦の役割を持つ者として、等親を格差つける意味を持たず、等しい等親が与えられたのではないか。律令制下において、次第に法が定着して妻と妾が区別されても、宗族がない以上、中国ほどの貴賤の差とはならないのである。

一方、記紀編纂の段階では、天皇・貴族層に「嫡妻」(正妃)を定める動きが窺える。そして、律令制度を通じて支配者層が「妻」と「妾」との区別を社会全般に広げようとする。律令の実施によって、社会全体には次第に妻妾の概念を有するようになり、家庭内において妻たちの地位やそのツトメないし権利・義務が格差をもって扱われるようになりつつあったと考える。

さらに、古代の文学作品、例えば『日本霊異記』、とくに『万葉集』に「人目」や「人言」が気になるという歌や、「人妻」を詠んだ数多くの歌を踏まえて検討した上で、古代の人々は恋愛ないし婚姻関係は、決して「流動的」、絶対的な自由(恣意)が許されたわけではなく、むしろ社会倫理のもとに規範されていたのではないかと考える。換言すれば、男女関係ないし婚姻関係上においては、道德倫理がある程度形成されており、婚姻秩序が求められていたことが窺える。

(本稿は筆者の博士論文『古代家族の中日比較研究—女性の地位を中心に—』中の一節をもととし、加筆し一稿としたものである。論文指導をいただいた館野和巳先生に深甚の謝意を表す。)

参考文献

- 『古事記傳』本居宣長撰、倉野憲司校訂、岩波書店、1940年。
『古事記』『日本古典文学大系』岩波書店、1965年。
『日本書紀』『日本古典文学大系』岩波書店、1965年。
中西進『万葉集—全訳注原文付』講談社文庫、1978年。
中田薫『法制史論集(一)』岩波書店、1926年。
三浦周行『法制史之研究』岩波書店、1973年。
明石一紀『日本古代の親族構造』吉川弘文館、1989年。
中田興吉「大宝二年戸籍にみえる妾と妻」『古代文化』43-8号、1991年8月。

関口裕子『日本古代婚姻史の研究』塙書房、1993年収録。

折口信夫「小栗判官論の計画」『折口信夫全集巻3 古代研究民俗学篇2』中央公論社、1996年。

多田一臣「隠り妻と人妻と一万葉歌の表現を考える一」『国語と国文学』63-11、1986年11月。

森朝男「古代社会における恋愛と結婚」『古代和歌の成立』勉誠社、1993年。

直木孝次郎「万葉集に見える「人妻」について—古代女性史・婚姻史の一考察—」『飛鳥奈良時代の考察』高科書店、1996年。

胡潔「古代日本の婚姻形態に関する一考察—中日両国における妻妾の呼称の相違を通じて—」『御茶ノ水女子大学大学院研究年報』第20号、1997年。

大浦誠士「万葉集の恋歌と禁忌—「人目・人言」をめぐって—」上野誠・大石泰夫編『万葉民俗学を学ぶ人のために』世界思想社、2003年所収。

梅村恵子『家族の古代史—恋愛・結婚・子育て』吉川弘文館、2007年。

